

国民年金からのお知らせ

年金を受給していない

65歳以上の方

もう一度確認を！

老年基礎年金を受けるには、原則、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。

しかし、これまでの年金制度の移り変わりの中で、国民年金に任意加入しなかったことや国民年金の被保険者の対象となっていなかったことなどにより、25年を満たすことができない場合があります。

そこで、年金を受給することができるよう、右記以外にも受給資格期間として見なすことができる期間があります。それを「合算対象期間」と言

います。



※「合算対象期間」は、保険料を納付していないので、年金額には反映されません。

※生年月日により、25年の資格期間がなくても受給できることがあります。

■合算対象期間とは

- ① 厚生年金や船員保険および共済年金加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ② 被用者年金制度などから支給される老齢（退職）年金の受給者または受給資格期間を満たした方とそれらの配偶者、障害年金受給者とその配偶者、遺族年金受給者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 学生（夜間制、通信制を除く）であって国民年金に任意加入しなかった期間
- ④ 65歳に達する日の前日までに日本国籍を取得した方、または永住許可された方の海外在住期間と取得・許可前の昭和56年12月までの在



日 期 間

- ⑤ 日本人であって海外移住していた期間
- ⑥ 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間
- ⑦ 国会議員や地方議員であった期間のうち該当する期間
- ⑧ 昭和61年3月31日以前に厚生年金や船員保険の脱退手当金を受けた期間、または共済組合の退職一時金を受けた期間
- ⑨ 厚生年金保険や船員保険の被保険者および共済組合の組合員期間のうち20歳未満または60歳以上の期間

※任意加入は、20歳から60歳までの強制加入対象外に希

望すれば加入できた期間
※①から⑦は、20歳以上60歳未満の期間に限りです。

※詳細は、豊岡社会保険事務所
所まで問い合わせてください。

障害基礎年金を受給中で

60歳以上の方

もう一度確認を！

平成18年4月から障害基礎年金は、厚生老齢年金や遺族厚生年金、退職共済年金、遺族共済年金のいずれか1つと併給できるようになっています。

次の条件を満たし、何も手続きをしていない方は、豊岡社会保険事務所に相談ください。



・厚生年金や共済組合に加入された記憶があり、老齢基礎年金の資格期間を満たしている方

・老齢厚生年金や退職共済年金の受給中または資格のある夫が亡くなった方

※60歳から65歳までの期間は、1つの年金受給（選択）となります。

豊岡社会保険事務所 からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●12月12日（土）

午前9時30分～午後4時

●12月7日（月）・14日（月）・21日（月）・28日（月）は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル

☎0570-0051165

・IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp>

《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所

☎22-0945

▽市民課市民係

☎21-9015または各

総合支所市民生活課

都市計画マスタープラン

「地区構想」の策定に向けて③

「日高地区の現状と課題」がまとまりました

市では、今年度から、小学校区程度のまとまりのある範囲を対象に、市民と行政が協働してまちづくりの指針となる都市計画マスタープラン「地区構想」の策定に向けて、取組を進めています。

最初に取り組んでいる「日高地区」の取組みについて、2カ月に1回、シリーズでお知らせします。

《問合せ》都市整備課計画整備係 ☎ 23-1712

「日高地区まちづくり会議」

が4月に発足してから、7カ月が経ちました。これまで、先進地視察研修、住民アンケートの実施、まち歩き、5回のまちづくり会議の開催による活動を通じ、地区の現状と課題がまとまりました。

今後、これらの現状と課題を踏まえて、都市計画としてのまちづくりの将来像や方針を策定する予定です。

「日高地区まちづくり会議」の活動経過

- 9月9日 第4回日高地区まちづくり会議
- ・住民アンケートの結果報告
- ・地区の現状と課題についてワークショップ

○10月15日 第5回日高地区

まちづくり会議

- ・地区の現状と課題について発表・意見交換・取りまとめ

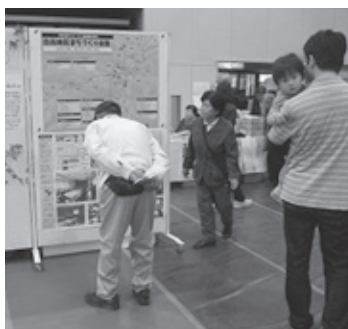
○11月1日 「日高福祉まつり」に資料展示

「日高地区の現状と課題」の主なもの

- ・農地の休耕地や放棄地が多い
- ・宅地化された土地での利用地が多い
- ・用途地域の検討が必要
- ・堤防の未整備箇所がある
- ・防火水槽が少ない
- ・歩道がない主要道路がある
- ・道路が狭い
- ・都市計画道路の見直しが必要
- ・公園の新設や跡地利用が必要

要

- ・都市下水路の延長が必要
- ・公共施設の有効利用が必要
- ・防犯灯や街路灯が少ない
- ・ビオトープ・花の基地・オーブンガーデンがある
- ・円山川や稲葉川の景観が良
- ・花壇があり、花がいっぱい
- ・空き店舗や空き家が多い
- ・住居数や人口が減少し、少
- ・子高齢化している
- ・鳥獣被害が多い



▲日高福祉まつり(資料展示)



▲第5回まちづくり会議(意見発表)

台風9号災害に伴う

固定資産税の減免

8月に発生した台風9号により、固定資産税の減免(10月10日発行の市広報紙に掲載)の対象となる被害を受けた方には、10月末に申請書類を送付しています。まだ書類が届かない方は、問い合わせください。

▽減免範囲 平成21年度第3期・第4期分の固定資産税(平成21年8月9日以後に納期限の到来する平成21年度分の税額)

▽要件

- ・土地：当該土地(農地、宅地のほか、現に使用している駐車場など)の面積の2割を超える被害があったとき

- ※土地の被害とは、流失、埋没、または冠水のため、ごみが堆積し、使用不能、作付不能、またはそれに近い状態を言います。
- ・家屋：当該家屋の価格の2割を超える被害があったとき



▲水没後の畑



▲住宅に土砂流入

- ・償却資産：当該償却資産の価格の2割を超える被害があったとき

▽減免率 4割～10割(被害程度に応じて)

▽申請期限 12月18日(金)

《問合せ》税務課資産税係

☎ 21-9046または各総合支所市民生活課